

氷見市景観形成重点地区指定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市景観計画では、良好な景観づくりを推進し、優れた景観を保全するため「景観形成重点地区」を指定することとしており、景観を保全するためのルールなどについて総合的かつ専門的な観点から検討を行うため、氷見市景観形成重点地区指定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、景観形成重点地区の指定に向けて必要な事項の検討を行い、市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地区住民の代表
- (3) 関係団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

2 この要綱は、氷見市景観形成重点地区の指定をもって、その効力を失う。